

ても、いわゆる傷病賜金ということでも、いっておるわけでございますが、旧軍人につきましては、この改正前の規定によることにいたしまして、既裁定の旧軍人の恩給との均衡を考慮いたしまして、いわゆる傷病年金制度といたましまして今日に至つておるわけでござります。賜金と年金との選択につきましては、この法律施行当時、一定の時期に限り認めたわけでございますが、これは全く本人の選択によつて行なわれたものでござります。その選択の時期は、すでに今日では経過をいたしておりますわけでござります。したがいまして、一般的にはいわゆる傷病年金という形で一般適用を受けておるわけでございますが、この傷病年金につきましては、この受給者の実情等からいまとして、家族加給の支給といふことが近來における非常に熱心な要望であったわけでございます。この点につきまして、私どもとしましてはいろいろと検討いたしましたのでございますが、一般的にはこの款症程度の傷病につきまして、私どもとしましてはいろいろと検討いたしましたのでございますが、それとの均衡を考慮いたしますと、この恩給につきまして、さらに一そろの改善を加えることにつきましては、私どもとしまして非常に困難を感じたのでござりますが、一方この傷病年金受給者等の生活の実情その他を考慮いたしまして、今回はいわゆる妻の加給のみを認めることでござります。この点につきましていわゆる均衡の問題は、これはなかなかむずかしい問題でございます。範囲をいろいろと広げますれば、ある面では

不均衡とそういうことが絶対にないと申得ないのでござりますが、現在のいろいろな状況を勘案いたしまして、まずこの程度で一応いいのではないかとうような考へ方でこの妻の加給といふことを考へたわけでございます。
それから第二点の文官と武官の問題ましても、改正前の法律によりましてすでに傷病年金の裁定を受けておりました者につきましては、家族加給の制度があつたわけでございます。その後改正によりまして、これがいわゆる一時金に改正になりましたとき以後の取り扱いいたしましたは、すでに裁定を受けた文官の家族加給の点をいわば一つの既得権というふうに考えまして、新しく家族加給をつけることはございませんけれども、すでに支給の基礎になつておつた家族加給の額は、その後も一応考慮いたしまして、新しいいわゆるベース改定等によりまして恩給の年額が増加いたしました場合に、それと従来のベースにおける恩給プラス家族加給と比較いたしまして、すこしもらつておるもののが新しいベースによる年金額より多額の場合には、それに据え置くというようにないたしまして、したがつて、漸次ベースが改定されました場合には、過去にもらつておつた家族加給といふものがそのベースの差前に吸収されていくという形において推移してまいつたわけでございます。そういうことによりまして、いわゆる以前の既得権と、それからその後の新しいいわゆる家族加給のない制度との均衡を考慮してまいつたということでござります。したがいまして、今回いわゆる旧軍人につきまして傷病年金の家

族加給を実施いたしましたにつきましては、改正法案の附則で規定をいたしておりますが、旧文官と申しますか、その適用を受けました文官の傷病年金につきましても、今回この間の調整措置を講じております。したがいまして、御指摘の意味の武官と文官の不均衡ということは、一応調整をされておるといふふうに考えておるわけでござります。

年金制度といふものでいくべきであります。するならば、年金制度に持つていくべきであるし、文官の場合だけ賜金制度で、一時金的なもので処理をして、旧軍人だけは年金でなければならぬ、そういう考え方方といふものが行政指導のどこかにあるのではないかというふうに考へるのであります。この均衡がどう問題は、すでに文官の場合でもらつておるもの、その裁定を受けたものと、武官の場合との間には、これは均衡がかかるべきであると思うのでありますけれども、しかしながら、新しい昭和二十九年四月一日以降は、傷病賜金としてもらわなければならぬ文官と、この武官との間には、旧軍人と同時に、均衡が今度の措置をとることによつて破れることになるのではないかと考えるわけですが、そうではないのですか。

だ、旧軍人等につきましては、この戦争という特殊な事態ももちろんあつたわけでござりますし、さらにその前後におきまして、いろいろ制度上の変改もございました。したがいまして、單純にその現在の時点のみでこれを処理することは必ずしも適當でないというような点がありますために、旧軍人のいわば特質といふようなことになりますしうまうが、そういう点も考慮いたしまして、文官とは若干の取り扱いの差があるのでございますが、それは私どもの考え方としましては、均衡というよりもむしろ実情に即した扱いではないかというふうに考えて、今日に至つているわけでございます。

性格がぼけてくる。そういうような点から考えますと、この点については、どうも賜金と年金との間ににおける均衡がとられていないという点があるし、さらには文官と軍人との間ににおける均衡が必ずしもそれによってとられていないし、むしろ破れていくようなかつこうのものが出てきたのではない、こういうように受け取るわけでござりますが、その問題は、今回の恩給法の中ではそこ大きな問題ではないと思いませんから、いま長官もお見えになりましたので、基本的な問題について質問申し上げてみたいと思うであります。

それは、今両国家公務員共済組合法

の長期給付に関する施行法等の一部を

改正する法律案並びに地方公務員共済

組合法の長期給付に関する施行法の一

部を改正する法律案が、それそれ国会

に提案されております。提案理由を見

てまいりますと、国家公務員共済組合

の場合には、改正の趣旨といたしまし

て、恩給法の改正に準じてということ

がでてまいるわけであります。地方

公務員共済組合の場合は、改正の趣

旨といたしましては、恩給制度の改

正を改定する法律案が、それそれ国会

に提出されましたかといふことでござ

ります。この内容は、それぞれ総理府に

あります。ところが、それに対し

まして、この基本になる恩給の問題に

ついては、社会保障制度審議会におい

ては、参考意見として聽取したにすぎ

ないということが記録に明らかでござ

ります。とするならば、このそれぞれ国

会の答申といふものがござります。

○村山(喜)委員 附帯決議といふものが、し

ばしばございました。これらの答申並

びに附帯決議の意思を尊重いたしまし

て、恩給法の改正の立案の基礎といつ

してまいりました次第でござります。

○村山(喜)委員 報告書と国会におけるところの内閣委

員会を中心とする附帯決議、これを参考

するものであります。しかししながら、この

恩給法なり援護法は、それぞれのワク

にしながら内閣で検討をして責任を

持つて提出をされた、こういうことでござりますね。とするならば、ここでお

ういう機関の中において、この恩給制

度全般、特に公務員の共済組合制度と

の関係においてどのように位置づけら

れ、どのように考へられなければなら

ないかといふ点で、総合的な意味にお

り、これは一体どこがおやりになつてお

るのかといふことをまずお伺いいた

したいのであります。というのは、

政府原案をあなた方が提案される場合

に、國民の民意を正しく反映させるた

めにどのような措置をとつておるかと

いふことがあります。この問題につい

て、長官からお答えを願いたいのであ

ります。

○野田(武)政府委員 恩給法の改正の

基本として、どういふ基礎に基づいて

これを提出したかといふこととござい

ますが、御水知のとおり、恩給法の改

正につきましては、昭和三十二年の総

理府に設けられました臨時恩給等調査

会の答申といふものがござります。

それからその後におきます衆参両院の常

任委員会の附帯決議といふものが、し

ばしばございました。これらの答申並

びに附帯決議の意思を尊重いたしまし

て、恩給法の改正の立案の基礎といつ

してまいりました次第でござります。

○村山(喜)委員 国会にそういうふう

よって調査会の報告書が修正された形

で適用されている。なるほどそういう

部面もあります。しかしながら、やは

り調査会の中で申しておるよう、恩

給と援護といふものが国の特殊な立場

において行なわれるものである限り、

恩給法なり援護法は、それぞれのワク

にしながら内閣で検討をして責任を

持つて提出をされた、こういうことでござりますね。とするならば、この内

閣が抑制的機

力を持たなければならぬ立場もある

わけです。やはりそこには筋道とい

うものを持たなければならぬ立場面

でも何でもない。それならば、一体ど

ういう機関の中において、この恩給制

度のあり方といふものが、社会保障制

度全般、特に公務員の共済組合制度と

の関係においてどのように位置づけら

れ、どのように考へられなければなら

ないかといふ点で、総合的な意味にお

り、これは一体どこがおやりになつてお

るのかといふことをまずお伺いいた

します。ところが、内閣が提出をいた

しました恩給法の改正案の中には、こ

の内閣の報告書によります内容

は、私も拝見をいたしました。この内

閣の中には、非常に正論が確かにござ

ります。ところが、内閣が提出をいた

しました恩給法の改正案の中には、こ

の内閣の報告書によります内容

は、私が拝見をいたしました。この内

あり方ではないかと思うのですが、そ
ういうような点はハカがでありますよ

○野田(武)政府委員 実は恩給制度と
共済年金の問題ですが、共済年金の問

題は、社会保障制度の審議会にかけられ、恩給も同じように社会保障制度審議会にかけていいんじゃないのかといふ御意見のようでござりますが、基本的には恩給制度と社会保障制度とは区分して考えられたのが、恩給制度のいろいろの内容でございまして、いまの御意見も、私は一応御意見としては理解できます。しかし、従来の恩給制度は、社会保障制度の一環として考えるのでなくて、これはやはり恩給制度としての基本的な別個の問題として取り扱うべきだ、こういうことでございましたから、今日までの段階におきましては、恩給問題はいまお話しの臨時恩給等調査会によつてこれを審議し、年金は社会保障制度審議会にかかつた、こゝいう経過的の成り行きがございます。したがつて、御意見としてはよく理解できますが、成り立ちと申しますか、基本的な考え方といふものが、そういう点に分かれておりましたので、私どもといふたしましては、特に政府といたしまして考えてます場合に、そういう基本的な考えに基づきまして、今まで恩給制度に対する取り扱いをいたしてきたおります。今日さらに、恩給制度についてもう少し何か民主的な審議機関が必要ではないかということになりますれば、私どもは必要によつては何もこれを避けるものではございませんが、現段階では、一応、さきに答申がありました臨時恩給等調査会の意向も、きわめて明瞭でございます。ま

た。先ほど申しました衆参両院の附帯決議等もあることございますから、十分これらを参考しまして、その基本的な対策につきましては、いまのところ直ちに審議会をつくってやらなくても大体明らかである、その点に立脚いたしまして、いわゆる恩給制度のやりました方法はそう誤りではないかたのではないか、こう思つております。

○村山(喜)委員 私は、この恩給から共済制度に発展していく過程の中で、恩給法上の意義というものを、もう一回振り返ってみる必要があるのでないかと思うのです。これは公務員が長年公務に従事をして、その結果老齢になり、その職を去り、またはその公務に基因をして傷病にかかり、あるいは死亡をした。その長年公務に従事して経済的な能力を減損をいたしました者に対して、国が使用者としての立場からこれを補っていくというのが、基本的なものである。そうして、国庫納付金というものを、私も、かつて二%程度でありますたが、納めたことがあります。が、それによつて、一つは国が最終的に責任を持つて、それらの人たちに対する補完的な補償をする、こういう立場が行なわれているのです。もう一つの機能といふのは、いわゆる国の命令なり公務に基づいて犠牲者がが出た、あるいは傷ついた、それに対してもが責任者として、あるいは準責任者としての責任をとる。そして国家補償といふ立場からこれを考えていくというところで、公務扶助料なり傷病恩給制度と

いうものが生まれてきた。こういふよ
うな二つの性格といふものの中から、
これはやはり基本として曲げてはなら
ない原則ではないか。この問題に戦後
処理の問題をからめていくといふこと
になつてしまりますところに、今日の
恩給制度の乱れがあるのでないか、
こういふふうに私は考えるのであります
。こういふような戦後処理の問題を
すべて恩給制度の上にかぶせていくと
いう政府の態度にこそ、混乱の原因が
出ているのではないかと思うのであります
が、そういうふうにはお考えにな
らないのですか。

○野田(武)政府委員 先ほどもお答え
いたしましたとおり、村山君の御意見
は相当尊重すべき御意見だと、私個人
としては考えております。また、御指
摘のとおり、戦後処理の問題を大きく、
これら恩給制度その他にかぶせていい
くということは、避くべきことだと
思つております。しかし、いま私申し
ましたとおり、恩給制度を社会保障制
度の一環として考えるのではなくて、
従来の恩給制度そのものの取り扱いと
いうものは、おのずから基本的ななどこ
ろに相違がございまして、やはりその
従来の基本的な考え方方に基づいて立案
をいたしたのでございます。将来にお
きましてこれをどうすべきかといふこと
は、きわめて重要な問題でございま
して、政府といたしましても、これら
につきましては、将来真剣に検討すべ
き問題であることは、私もよく理解い
たします。また、すべき問題だと思つ
ております。

課題だと思うのです。しかしながら、恩給制度そのものの中にそういう社会保障制度的な政策のものを原則を曲げて持ち込んでいるところから、社会保障制度にも不十分な事態が出る、こういうなかつうが今日生まれてきているのではないだろうか。だから、全然掛け金も何も納めない人たちが、恩給によって社会保険制度の恩恵を得ようという考え方があが生まれてくる。それは、圧力をかけさえすればそういうものが必ずとれるのだという思想が生まれてくる。そこに問題が混乱をしていく原因があるのではないかと思うのですが、これらの方の問題と同時に考えていかなければ、いまのようないく政治的に処理されたものが共済組合制度に波及をしていく方の姿になつてゐるのは、これは逆度なり、あるいは地方公務員共済組合制度という新しい制度が生まれたわけですから、その中における恩給のあり方の問題と同時に考えていかなければ、いまのようないく政治的に処理されたものが共済組合制度に波及をしていくといふべきではないか。だから、この問題について、あなた方は、調査会等を別につくつて再検討をおやりになるお考えはないか。今度の説明書をいただいてみますと、この中に審議室をつくつて部内的にいろいろ論議をしてみようというような御意思はあるようですが、しかしながら、今日この段階においては、恩給制度、共済制度、あるいは社会保障制度、これらのものをやはり総合的に検討して、それぞれの位置づけをするということをやらなければ、いまのように、国会の附帯決議があつたから、そのとおりいたします。これは調査会の報告書にはなかつたのですが、国会で満場一致で決定を

いただいたのですから、そのとおりあります。あるいは地方団体から暴力がかけられたので、そのとおりしはまほんがいいと思つてやりました。こういふ長官は再検討をする御意思はないかどうか、この際お考えを願つておきたいと思います。

○野田(武)政府委員 先ほどからお答えいたしておりますとおり、恩給制度と共済年金制度は、おのずから性格を異にしておるために、その内容も違つてしまつております。したがつて共済年金制度と同様に、恩給制度の内容もこれと一緒に取り扱うべきだ、また、取り扱つたらいいというお考えもあると思いますが、これは先ほど申しまして、性格的に相違をしております関係上、恩給は恩給の制度として独自な見解で当たるべきだと思つております。しかし、獎來・恩給制度、共済年金制度、社会保障制度を総合的に考える必要があるのではないかといふ御意見でございまして、これらにつきましてやはり一連の関連性があることも事実でございましますし、これらを今後どう処理していくかということは、きわめて大きな問題ましたとおり、十分考慮すべきことだと思います。したがつて、直ちにいま政府が調査会をつくつてこれに当たるかということをございますが、これはいま村山さんのお話にもありましたと

そこで、百二十三総会やら百二十四総会が社会保障制度審議会で開かれ、いろいろな委員の方々から意見が述べられているようですが、これが外部に公開されていない議事録内容でございますので、その詳しい論議のところまで私もつぶさにわからないわけありますが、國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部改正が論議されましたときに、百二十三総会においてはこれが保留になつた。百二十四総会において初めて了承を与えた。これはその中において、非常に活発な論議が行なわれ、恩給法を含めてこの社会保障制度審議会で論議すべきじゃないか、また共済組合のあり方から考えて、そちらのほうの考え方、立場に立つて恩給金体をながめていくべきじゃないか、こういうような意見等もあつたやに聞くのであります。また、われわれは、そういうより恩給法の改正が行なわれたのを引き受け、受動的な立場でこれを論議していくということは、全体的な構想の上から立った場合におかしいじゃないか、こういうような論議もされたやに承るのであります。この總理府にあります社会保障制度審議会の論議の模様は、どういうような内容であったか。なぜ百二十三総会においては態度を保留して、百二十四総会において初めて原案について了承を与えたか。この問題については、大蔵委員会でもト部君が取り上げて論議をしているようですが、この際、その実情のほどを伺っておきたいと思います。

で、すべてについていざいを尽くして御答弁申し上げる用意はございませんが、ただ、その總会でござらないで次に總会に持ち越した問題点と申しますのは、當時恩給法関連で改正を予定いたしておりました満州國協和会並びに上海共同租界工部局、これらについての性格その他がきわめてあいまいで、そういう御指摘がありまして、その根拠になる法令その他について、さらにもう少し明確なものを持つてくる必要があるのじやないか。それから実情等についてさらに検討して、できる限りにおいて詳しいものを出すようにといふ御要望もございまして、その上で御判断をされるということであつたものでございますから、一応留保された点等につきまして資料等をつくって、次の總会に提出をしたわけでござります。

りを果たしてきたのか、当時の規模なり、任務なり、あるいは法令上の根柢などについて、この際承っておきたいと思います。というのは、満州開拓青年義勇隊訓練機關は、これはわれわれも、満州において開拓青年義勇隊の諸君があいらうように非常に悲惨な状況に突入をいたしましたので、よくわかります。ところが、旧満州協和会といふのは大政翼賛会じゃないか、こういうお話を伺うし、あるいは旧上海共同租界工部局といふのは、これは特務機関、いわゆるスペイその他の業務をやるためにつくられたところの一つの組織、団体であったのではない、か、このよう伺っているのであります。ですが、これは一休どういう性格のものなのか、これをまず説明を願つておきたいと思うのであります。

賛会といふようなものは、いわば一権の民間活動機関といいますか、政府の直接の行政事務といふものにはタッチしないなかつたといふうに考へておるわけでございまして、その点で協和会の業務なり性格の中には、そりいつぱん大政翼賛会的な要素も全然なかつたといふうには否定はできないと思ひますけれども、その本体的な部分におきましては、満州国におきましても、いわば政府と一体的な関係におきましては、行政に準ずる措置を行なつたといふうに理解されるのでござります。経費等におきましても、政府の予算に計上されて全額國庫支弁であつたこと、それから人事は、政府協和会人事交流要綱といふようなものが定められまして文官令といふものが公布されており行なわれ、いわゆる交流人事が常に行なわれておつたということ、それから満州國の勅令九十五号等におきまして文官令といふものが公布されておりましたが、それにつきましても、文官と同様な特別の措置が講ぜられていたといふような事実が認められるのでござります。その意味におきまして、私どもの見たところにおきましては、この旧滿州協和会といふものは、満州國の外國政府に準じたものと認めて差しつかえないのではないかといふうに考えた次第でござります。

いうことになつております。すなはち、その実体におきましては、共同租界におけるいわゆる行政事務局としての性格及び任務を持つておつたといふことでござります。その業務内容におきましても、いわゆる共同租界における教育、衛生、土木、収税、警察消防等を行なつておつたわけでござります。したがいまして、その内容から申しましても、また形式的に見ましても、この共同租界における関係国間の協議によつて設けられたものでござりますので、いわゆる外國政府に準じたものとして考えて一向差しつかえない、またそら考へるべきものではない、だらうかといふのが、私どもが最終的に達しました結論でござります。

○村山(高)委員 性格はわかりました。とするならば、これがいつ生まれて、そらしてどのよくな構成人員であり、その機構はどういうふうなものであつたか、この内容面についてどういふうに把握をしておいでになりますか。

○増子政府委員 まず、満洲国の協和会の機構でございますが、これは非常に膨大な機構として全国的に組織されたものでござります。中央機構及び省・県・旗・市本部といふように各地方段階にまで設けられましたきわめて大きな組織であったといふふうに考えられます。その機構の細部につきまして申し上げることは、ここで省略させていただきます。

それからなお、共同租界の工部局でござりますが、この内部組織につきましても、いわゆる政府の各省に相当するような部がそれぞれ設けられておつたわけでござります。たとえば法務

本部、教育部、衛生部、物資統制部、土木部、収税部、財務部、消防部、警察部、まあこのような組織によりまして、それぞれ共同租界内の行政事務を担当しておつたといふに考えられるわけでござります。この職員は、協和会の場合も同様でございますが、いずれも日系職員のほかに、それぞれ外國系といいますか、満州協和会の場合には、満州人等がその職員として配置されておつたわけでございます。私がどこがここで問題にしておりますのは、いわゆる日系職員でござります。上海共同租界について申し上げますと、昭和十八年当時の資料でございますが、四百名程度の日系職員が存在したということが——四百二十五名という職員数が出ておるわけでござります。

○村山(喜)委員 四百二十五名は、満州協和会のほうですか。

○増子政府委員 上海共同租界でござります。

○村山(喜)委員 満州協和会のほうはいかがですか。

○増子政府委員 協和会のほうは、日系職員の総数が、これは厳密な数字までは承知いたしておりませんが、三千六百名という数字を持つておるわけでございます。

○村山(喜)委員 まあ旧満州協和会なりあるいは旧上海共同租界工部局の性格、構成、任務ということ、これはわかりましたら、この旧満州開拓青年義勇隊訓練機関は、これは日本國あるいは満州國の政府職員ではないわけですね。とするならば、これの性格づけはどのようにになりますか。

○増子政府委員 御指摘のように、この満州開拓青年義勇隊は、若干協和会

あるいは上海共同租界工部局とは違つておるかと存じます。すなわち、この設置されました動機といいますか、その形式等におきましては、日本政府における開議決定が、もともとその最初のものでござります。すなわち、昭和十四年十二月二十二日の開議決定、満州開拓政策基本要綱といふものがございまして、それによつて満州開拓民の訓練を行なうと、いうことで出発したものでござります。なお、満州國側におきましては、康徳七年三月二十九日、勅令第百四十七号によつて設置されるという経過を持ちましたものでございまして、その意味でいわば日満兩國政府の合同といふ形で設けられたものでございまして、公的機關と考へて十分差しつかえないのではないかといふに思ひますが、職員の任命等につきましても、日満兩國政府によつて行なわれ、俸給等につきましても、兩國が分担支弁するということになつております、また人事の交流等につきましても、先ほど申し上げました協約会と同様の状態にあつたわけでござります。

○村山(喜)委員 そこで、これらの今 日予想される該當者といふものが当然 捕捉されなければならないと思うのであります。が、日本の公務員であつた者が向こうに渡りまして、これらの機関 の職員になり、あるいは引き揚げてま りまして再び公務員になる、あるいはもう一回公務員になる、あるいはもう一つのケースとしては、日本の公務員であつた者が向こうのほうでこれらの職員になら、引き揚げて帰ってきてから日本の公務員になる、あるいはもう一つの機関の職員になる、そして終戦後引き揚げて退職をする、こういうよろうない ようなケースが考えられるわけでありますが、これの恩給法上の該當者と思われる者のそれぞれの数、並びにこれらは国家公務員共済組合法の対象にもなるのでありますから、これは自治省、それぞれの該當者が何名の予定だということをお答え願いたい。

す。これは言うまでもなく恩給公務員であつた者が向こうに参つたといふ場合でござりますばかりでなく、すでに恩給年限に達してやめた者は、今回の改正法でも適用ございませんので、恩給年限に達せずして向こうへ行つた者ということとございます。

○平井(雄)政府委員 共済関係の適用者数でございますが、旧満州開拓青年団の組合員でござりますが、旧上海共同租界工部局の組合員でござりますが、約二百五十名。旧満州國協和会関係につきましては、おそらくほとんどないであろうと言われておりますが、現在のところは、確定的ないというところまで断定いたすことはできないわけであります。

○胡子説明員 地方公務員共済組合法の組合員である該当者についての数をお答え申し上げます。

旧満州開拓青年義勇隊訓練機關関係の職員としましては約五百四十名、それから旧満州協和会関係といたしましては約百三十名、それから旧上海共同租界工部局、この点につきましては該当者はないのではないかといふこととでありますて、合計いたしますと、特殊機関関係で六百七十名といふものが、私どもの現在までに判明した数でござります。

○村山(喜)委員 そこでこれらの該当予想人員というものが、大まかでありますかわかりましたので、私は、ここで性格づけの問題から派生いたしますと、外國政府関係機関が恩給に通算されるようになります。それから三公社的

な、いわゆる外地鉄道、満鉄、華北、華中鉄道等の三公社に準すべきものが恩給法上の対象になり、共済の対象になつて、それぞれ繰り入れられてまつたわけであります。ところが、今回ここに外國特殊機関の職員が繰り入れられるということになつてまいりました。われわれの手元に、これは同じようないくつかの公社と申しますが、たとえば満州農産公社、あるいはそのほかに興農合作社、財團法人満州農業検査所、あるいは満州拓殖公社、こういうような性格は特殊会社なりあるいは特殊法人としてこの性格を持ちながら、行政的に、あるいは政策的にも、これらは政府と不離一体の立場にあつたと思いますが、これらの機関といふものは、一体あなた方はどういうふうな解釈をお持ちになつているのかといふ点であります。というのは、たとえば旧滿州開拓青年義勇隊訓練機関といふものは、日本国政府職員でもなければ、満州國政府職員でもない。これは俸給等は両國分担で支弁をしておる機関だから、公的な機関だ。公的な機関だという筋をたどつていくならば、やはり同じように特殊会社なり特殊法人といふものが、その対象に考えられていかなければ、つり合ひがとれないといふ問題が出てくる。それからなお旧外地にありまして、市町村等の類似団体等に勤務しております職員の恩給の問題も、これは国家機関としての行政事務ではないけれども、公共的なもういう行政事務に携わつておるとも解ます限界の線の引き方がわからなくなつたわけであります。ところが、今

なつてくる。だから、一体どういうふらえ方をしておるのか。たとえば特殊会社であります満州農産公社法を調べてみますと、康徳八年七月十四日に勅令の百七十四号で同じく出ている。いままでも、この三つの機関のうちの一つは勅令によって設けられたといふことになつておる。その設置の目的を第一条なり第二条を調べてまいりますと、これは一体何のために設けたのかといふことを振り返つて考えてみますと、これらの条項の中にもあらわれておりますが、日本国のために強制徵収機関としてこの満州農産公社というものは存在をしておつた、こういふ歴史的な過程があるわけです。内容はそうです。というのは、配給機構その他すべて食糧機構、これららの食糧の収集等に当たつておつた。これは軍に協力をし、日本の政策に協力をするため勅令によつてつくられた団体である。そして公社である。こういうようなものが、一体ここに設けられましたところの旧満州國協和会と性格的にどう違うのか。私は、同じような性格のものではないかと思うのです。そういうようなものはあがつてこない。そして大政翼賛会的な性格を具備いたしました旧満州協和会が、まず特殊機関としてあがつてくる。あるいは旧上海共同租界工部局、そういうようなものがあがつてくる。一体これはどこまで統いていったら、すべての該当者が救済できるような体制になるのか、どこで線を引けばいいのかといふ点を考えながら、いろいろ問題をこうして見てまいりますと、どうも線の引きようがない。とするならば、これらの機関が指定をされた暁には、また同じように農産公社等がこの次に恩給法

ます。それが敗戦によりまして、各条項の適用ということが、全く関係の意に反して不可能になつたという態がござります。その救済といふとか、そのあと始末という意味もあまして、満州国を中心とする外因政の職員期間通算といふ問題が起つてまいつたわけでござります。次には三公社に相当する機関でございますが、これは内地における三公社が恩給法の適用下にあつたという事実、それら全く同様の形あるいは仕事の内容等において、外国においてこの特殊法人が設けられ運用されておつたという、ふの均衡といふよの点から追加になつたわけでござります。今回の改正案の対象として想定されておりますむかにつきましても、やはりそういった考え方の流れの一つとして出てまいつたわけでございますが、これを、それでございましては一体どこまで広げるかということにつきましては、私どもとしましても非常に困難な問題だというふうに考えておるわけでござります。すなわち、ただいまも満州国におけるいろいろな機関について御指摘になつたのでございますが、実は私どもとしましても、こういったものをあらゆる分野にわたりまして全部収集し、それを検討するといふような事実上の手段がございませんでしたので、いろいろ関係方面からの要望等が出てまいります場合に、そのつどその一つ一つについて検討するということをいたしまして、その職員期間を恩給公務員に通算すべきやいなやということにつきましては、相當慎重に検討いたしました次第でござります。

は率直に申しますと、私どもにこの關係のいろいろな情報が入つてまいりましたのは、ごく最近のことにつするわけでございます。しかもいま御指摘の中では、また新しいものが入つておるというような関係でございまして、はたしてこの種のものがすべてこれまで終りましたのか、あるいはこのほかにまだあるのかないのかといふようなことにつきましては、私ども、どうしても今後調査をしなければ、何とも申し上げかねるところ、どうも状況でございます。満州国だけではなくして、あるいは蒙疆等につきましても、そういうたものを見つさがしてまいらなければならぬといふようなこともあるわけでござります。そういうことでございまが、現在のところ、ただいまおあげになりました個々の機関につきましては、私ども協和会その他について申し上げました程度の調査資料しかございませんで、どのような性格の機関であったか、あるいはその人事交流などについてはどうのうであります。実情等につきましてもどのようであつたかといふことにつきましては、まだ私どもいろいろ調査をしなければ、いかんとも判断ができないといふような状況でございます。

ただ、この際つけ加えて申し上げなければなりませんことは、いわゆる戦時国家的なあるいは經濟統制的な事務を実施いたします場合に、例にあがりました外國の場合と同時に、日本の国内におきましても、各種の統制機関が設置されたわけでございます。それらのものにつきましては、現在では、御承知のように、大部分はいわゆる恩給公務員としての扱いはいたしていな

いのござります。したがいまして、国内におけるこれらの機関との均衡ということも、私どもとしては考慮なければならぬのではないか。先ほどの例の中に、大政翼賛会の問題がございましたけれども、大政翼賛会の職員期間につきましては、現在まで恩給公務員として通算するという措置はしていないでござります。それからなほ、外地等におきましては、北支那振興開発公社でありますとか、中支那振興とか、そういうたいわゆる特殊会社もあるわけでございますが、これらの中につきましても、今まで職員期間の通算ということを考えてしまつていいのでござります。そういうことで、その出てまいります一つ一つの実態につきましていろいろと勘案しなければ、早急な結論は出し得ないというふうに考えておるのでござります。

しい性格のものでござります。それらの点におきまして、御指摘のように、私どもとしましては、できるだけ筋を通した形で処理をしたいということを念願しておるわけでござりますが、今まで出てまいりました問題は、いろいろこれを推進するにあたつて事情が相当ございましたために、個々の問題として取り上げてまいりた。今後、将来的な問題はどうかと言いますと、私も原則としては、この通算期間はそう範囲を拡張すべきではないというふうには考えておるわけでござります。

○村山(喜)委員 非常にむずかしい問題があるわけです。私は、満州国の特殊会社として法令で設けられたものが

どの程度あるのかといふのを調べてみましたら、これは会社として設置されたものが二十五ある。公社法によりま

すものが、二つほど法令の上では見つかつたのであります。そのほかに、

特殊法人であるものがござります。これららの内容からすべて含めていくといふ形が生まれてまいりますと、恩給法によつて戦後処理の救済をやる、こう

いう思想がだんだんいまの恩給法の上にあらわれてきつつある。これは国会の決議においてもしかり。そういうよ

うな形で恩給制度といふものが、社会保障制度的なもの、社会政策的なものに転換しつつあるわけですね。この段階

の中ににおいて、ここで三つの特殊機関を認定するということになりますと、考

えられて、もうすでに農林省においては準備されておるや聞くのであり

ます。が、農林省の所属になります統計事務所あるいは食糧事務所等の職員等で、これらの機関で働く人たち、該當者が相当数ある。そして自分たちのところは取り残されて、冷遇されて、今まで出てまいりました問題は、いろいろこれを推進するにあたつて事情が相當ございましたために、個々の問題として取り上げてまいりた。今後、将

來の問題はどうかと言いますと、私も原則としては、この通算期間はそう範囲を拡張すべきではないといふうには考えておるわけでござります。

○村山(喜)委員 非常にむずかしい問題があるわけです。私は、満州国の特

殊会社として法令で設けられたものが

どの程度あるのかといふのを調べてみましたら、これは会社として設置され

たものが二十五ある。公社法によりますものが、二つほど法令の上では見つかつたのであります。そのほかに、

特殊法人であるものがござります。これららの内容からすべて含めていくといふ形が生まれてまいりますと、恩給法によつて戦後処理の救済をやる、こう

いう思想がだんだんいまの恩給法の上にあらわれてきつつある。これは国会の決議においてもしかり。そういうよ

うな形で恩給制度といふものが、社会

保障制度的なもの、社会政策的なものに転換しつつあるわけですね。この段階

の中ににおいて、ここで三つの特殊機関を認定するということになりますと、考

えられて、もうすでに農林省においては準備されておるや聞くのであり

ます。これにつきましては、先週の大蔵

委員会でも御質問がございましたが、われわれといたしましては、これ

は満州林産公社の關係でござりますが、われわれといたしましては、これ

は一般的に申しまして、農林省内と申しきている。そういうようなのにこたえて、私も大蔵委員会の速記録を見てみ

ると、農林省のほうからの請求が大蔵省にはありません。そういうのが出で

て、当然検討しなくてはなりません。そういう田中大蔵大臣の答弁が載つてお

る。ということになれば、いままでそ

ういうような農業団体の恩給法上の適

用を受けるのではないかと期待できる

ようなら、そういう公社等について、農

林省自体の取り組み方が非常におくれ

ておったのではないかという印象を國民に与えるわけです。ということは、一

体どういうような考え方をとつて――

これは後ほども農林省のほうには非常勤職員の問題で私は尋ねてまいりたい

と思うのであります。一体それらの思

考えでございまして、うかつと言われ

ばそういうそしりも免れないと思いま

すが、そういうような段階でございま

して、われわれとしましては、先ほど申しましたような考え方でござります

して、われわれとしましては、先ほど申しましたような考え方でござります

ので、これの実態なり何なりを十分調査いたしまして、それぞれ恩給局等に

もお考えがあると存じますけれども、われわれの立場をまとめまして、

そういうお話し合いはいたしたい、こ

ういうふうに考えております。

○森説明員 先ほど来農産公社等とい

う御質問でございましたので、そり

うことでござりますと、農林省の官房

のほうからお答えをしなければならぬ

いと思うわけでござりますが、農林省

のうちの林野庁の關係でござります

と、私、お答えるわけでござります

。これにつきましては、先週の大蔵

は農地開拓公社法による職員、あるい

は満州農産公社法による職員、あるい

たとえば人事の交流が政府の意思に基づいて行なわれたかどうか、つまり政府がこれを任命したかどうかといふような問題もござりますし、その他の点につきまして、基本的にまだ恩給制度を適用する基準としてきわめて不明確である、こういふことでござります。ただ、何か国会で附帯決議をしたすぐやられるのじやないかとおっしゃいますが、私は、国会も恩給制度の基準を無視して、ただ陳情を受けたから附帯決議をするというような軽率なことはなさらぬと思つております。そこにやはり明確な基準がある、その基準に適合するじやないか、これを見のがしておるじやないかと、いろいろ御注意をいたさうですね。ならば、これは基準をすでに取り入れておる。これは基準を政府みずからも破つておる。そしてとして扱うべき者は扱わなくちやならぬ。たまたま敗戦のこととございましたから、政府といたしましても、政府もなかなか困難な点もありましたし、手落ちもあると思っております。これらを発見して、これに適用すべき方がおられるならば、発見次第その内容を検討しまして、これらの方にも適用するには、もちろん政治の公平を期するために当然でございます。しかし、まだこの基準が合わないのだ、また非常にケースが違うのだということになりましたものを、世間にが言つたとか、また私が申し上げましたとおり衆参両院も、ただ陳情をいかに受けたからといふておやりになるようなことはない、私はそう信じておりますが、これらは調査、検討を加えることは必要でございます。たとえば農林省からこういふものを調査してくれといふことでござりますれば、農林省自体も御調査にな

づいて行なわれたかどうか、つまり政府がこれを任命したかどうかといふような問題もござりますし、その他の点につきまして、基本的にまだ恩給制度を適用する基準としてきわめて不明確である、こういふことでござります。ただ、何か国会で附帯決議をしたすぐやられるのじやないかとおっしゃいますが、私は、国会も恩給制度の基準を無視して、ただ陳情を受けたから附帯決議をするじやないかと、これを見のがしておるじやないかと、いろいろ御注意をいたさうですね。

○村山(喜)委員 だから、そこに基準の明確化の問題が出てくるわけです。

というのは、臨時恩給等調査会の報告書の中にもござりますように、恩給法の対象外にある者を戦争犠牲のゆえに一般的戦争犠牲者との関係もあり、適当でない、こういう答申がなされたにもかかわらず、恩給法の対象外にある者をすでに取り入れておる。これは基準をすでに取り入れておる。これが基準を政府みずからも破つておる。そして人事交流がどうのこうのとおっしゃいませんが、満鉄の場合であっても、これらを考えます。これは今度ここに三つの機関が設定をされ、指定をされる

といふことと、私がいま申し上げましたような内容のものと比較検討をしておるに當り、あまり差はない。差がないことは、将来の問題として、検討をした結果、これが取り入れられるといふことなんです。そういうような形の中で、次から次にワクの拡大をはかつてきましたが、今日の政治の姿なんです。私が申し上げますのは、一ペ

回の在外資産に関するいま御審議を

おでございまして、目下御審議を願つたからとかなんとかといふことでござりますが、たゞ、その後御承知のよう

に、停止されておりました軍人恩給を復活したといふことがござります。今回考へておるに當り、何らかの形で理論的な、基

本的な原則的なものをつくられるだろ

うと思うのであります。そこで、この問題についてはこの程

度で終えて、次は、いま申し上げまし

たように、何らかの形で理論的な、基

合には、当然検討を願つておきたいと

思つてあります。

そこで、この問題についてはこの程

度で終えて、次は、いま申し上げまし

たように、何らかの形で理論的な、基

本的な原則的なものをつくられるだろ

うと思うのであります。

そこで、この問題についてはこの程

ばならないのは、やはりこれも戦争犠牲者の問題だと思いますが、外地から引き揚げてまいりました教員、公務員、これが職につけなかつた。七年以上十
七年未満のそういうような職員、これは二十年のベースで二十五年ごろ一時原給をもらっていますね。そういたしますと、二十年ベースというのは一二十年というものはベースがなかつた。追放者の人たちと同じような立場にあつた。たしか五十円から六百五十円の俸給表が適用されているころの計算基礎に基づいて、これらの処理が——敗戦という実事もありました、いろいろなめんどうな書類審査等もあって、事実渡されたのは二十五年ごろです。だから、焼け石に水のような一時原給をもらつた、こういうような人たちとのつり合いはどうお考えになりますか。

域によりまして、人によりましてその扱いで退職とされたということは、いろいろあるわけでございます。その間におきまして、御指摘のようにベースの低いときにもやめた者、これは当然そういう問題であるわけでございますが、実は一般的に言いまして、恩給制度の場合におきましては、年金等につきましては、今日退職後におきましては、原則として退職当時のベースにも、不十分ではありますが、いわゆるベースアップの措置をいたしておりますけれども、一時恩給につきましては、原則として退職当時のベースによって計算されたものが支給され、それで実は終わっておるわけでござります。そういう意味におきまして、恩給法の全体の体系としましては、過去における一時金の不足分をあとで補正する、あるいは追加をするという措置は考えられないし、今日までやってきていないわけでございます。ただ、今同問題になつております消放者の場合におきましては、その後解除になつて就職いたしました者につきましては、もちろん公務員期間として前後通算されるということでござりますけれども、そういうたよろく、解除時のベースにはならず者につきましては、一時金だけでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、解除時のベースにはならずに退職時のベースでもつて一切を処理したという点につきまして、いろいろと特殊な事情が考えられるわけでござります。すなわち、この特高関係の追放者は、御承知のように、有無を言わさず一者の罷免でございましたが、それにつきましては、いわゆる公職審査といふよくな一般の公職追放者の場合と違いまして、そういった審議手続と

いろいろのものなく、一切問答無用で処理されたといちよくな経過もございません。したがいまして、このいわゆる難事件につきましては、社会的にもいろいろな問題が出てまいつておったわけではございません。おそらく追放解除になつておりますが、その点は、他との均衡も考慮いたしまして、私どもとしましても、そこまで取り上げるということは考えなかつたのでござります。なお恩給年限未満のものにつきましても、その未満の年数はいろいろあるわけでございますけれども、この点は、軍人恩給の一時恩給といいますか、一時金の場合と同様な均衡を一応とりまして、七年以上の在職者というように線引きまして、その未満のものにつきましては、今回の措置としては対象外とするような措置をいたしまして、一応これらのものに対する措置としては必要妥当なものではないかというふうに考えたわけでござります。

員定員法による首切りは、一体どううような結果が出てきたかといえば、その結果は、皆さん方も御承知のように、どうしても業務運営をやつてしまふことだ。それで、その後においてだんだんにそれらの是正措置を講じながら、これらの人たちが臨時職員といふ形で並んで、そこで、その後においてだんだんにそれらの是正措置を講じながら、これらの人たちが臨時職員といふ形で並んで、昭和三十三年ごろに定数化される。こういう経過をたどつていっただけですね。これも日本經濟の復興の犠牲者で、そういうような人たちは、体これは共済組合の対象、恩給法上から対象といふことからいった場合には、身分的にはどういうふうになりますか。現在、非常勤職員の問題が、非常勤職員として取り扱いをされましたが、問題として大蔵委員会あたりにおいても取り上げられているようあります。でも、常勤労務者としての身分になります。常勤労務者として取り扱いをされた人の場合には、これは共済組合法の対象になつてゐるようになります。かしながら、同じくような仕事をしながら、常勤的非常勤職員としての身分に落とされた人たちは、これは彼らの恩恵も与えられないで、定員に繰り入れられたときにはこの救済がされない、こういう形になつてゐる。そういうふうな場合とのつり合いは、一体どうういうふうにお考えになつてゐるか。特にここに大蔵省の給与課長も見えてゐるようになりますので、これらのいわゆる常勤労務者の問題、それから常勤的非常勤職員の問題、これらが、因縁法上あるいは共済組合法上どのようによらな不遇な地位を占めているから、どういうふうにするのだという基本的な機動思想というものをお聞かせ願わなければ、これらの特高の職員とのつり合い

どうものか出でこない。これらについて、どういうふうにお考えになつてゐるか。お答えを願いたいと思ひます。

○平井(延)政府委員 定員法の関係
で、昭和二十四、五年ごろから以降、
本来の定員内職員であったものが非
常勤職員になり、この後の累次の定
員法の改正等によって現在では定員
内職員になっている。こういう職員
のいわば非常勤であつた期間の処遇
の問題につきましては、大蔵委員会に
おける共済組合関係の審議を見まし
て、いろいろ論議されたところでござ
います。これにつきまして一番典型的
な例としては、農林省の出先機関でござ
います食糧事務所でござりますと
か、あるいは農地事務所、あるいは調
査統計事務所系統の職員の事例が、例
として論議されたわけでございます。
御承知のように、現在の共済組合法の
考え方といふものは、長期給付に関する
限りは、ある程度の継続的雇用を前
提として考へるのが妥当であるという
基本的な立場に立っておりますし、少
なくとも通常の定員内職員と同様の勤
務状態で勤務して一年以上になり、さ
らにこれが歴続的に続けられるという
前提の場合に共済組合員として取り扱
う、こういうたてまえになつてゐるわ
けでございます。したがいまして、勤
務の実態がそのような態勢になつてい
なかつたというような場合について
は、これを当然共済組合員として取り
扱うことができるかということになる
と、共済組合の本来の制度としては、
かなりむずかしい問題があるわけござ
ります。ただ、従来から論議されて
おります論点は、形式上は非常勤とい

う形になつてゐるけれども、実態において常勤職員と勤務形態において差がない、ただいわば勤務記録カードの整理上こういう非常勤職員としての処理をされておつた。こういったケースが非常に多いといふような御主張がございました。したがいまして、そういうケースばかりにありとすれば、実態において常勤的職員であるにもかかわらず、非常勤として処遇されているという特殊な問題でございますので、そういう点については、農林省とともにかかりまして、これは八月中といふうに承つておりますが、一応実態調査をおやりになる、その結果に基づいてわれわれのほうにも御相談をいただくということになつております。私どもとしては、大蔵大臣も答弁いたしておりますように、四十年度中には結論を出すよう検討をいたしたいと考えておるわけであります。

は、共済組合の対象にされる、こううふうな形で、その間には断続があるわけですね。その首を切られてから日々雇用される形態をとっている間にまして、公務員の対象になつてないわけですね。その人たちが、今度、一十三年度に定員外職員の定員化が行なわれ、それによって初めて定数内に入り入れられて、公務員としての資格を得た。こういう形が、戦後の混乱の中においても生じてきているわけですね。とするならば、これらの人たちとの問題は、やはり一定の時点をもとにいたしまして、今度さかのぼって適用するという追放者の待遇問題が出ていきます。とするなら、こういうよらないわゆる国家経済政策の犠牲、日本経済の今日の繁栄を取り戻すためにとられた占領軍の政策の是正、そういう点から考えて、いた場合には、これらの犠牲をこうもつた人たちの待遇をどうするかという問題も、あわせて考えなければならぬ。私は、そこまで思いをいたしながら、この問題については踏み切られたものだらうと思うのであります。が、その点はどうなんですか。そういうふうなことは全然考へないので、この追放者の問題だけをひとつ誠心誠意解決をしてやろうということでお考へになつたのですか。総務長官、いかがですか。

たがいまして、先ほども申し上げましたように、農林省当局におかれで実際調査をいま鋭意進められておるわけございまして、その意味において、イミングとしてはどうしてもされざりを得ないわけでございます。したがいまして、特高警察の問題等の御論議ございますが、それの御決定とこの問題とは、少なくともタイミングの面においては若干のズレがあることは、むを得ないところでございます。

○村山(喜)委員 給与課長が総務長にかわって答弁をしたようでございましたが、問題はいま農林省云々といふとを言われるのだが、それは行政管理局の九月に出されました資料の中に出るわけですが、被審調査職員五百十四名、農産物検査員四百五十一名、年報の第七巻、行政管理局が三十三年の九月に出されました資料の中に出る勤職員といふ問題は、農林省だけじゃなくて、これは専門職員として農林省の中に入つておった職員——この常勤的非常勤職員の人たちも含めての問題です。だから、これらの処置の問題は、さかの上から、一時金をまたやりましょうといふ非常な優遇措置が、片っ方ににおいてはとられるわけでしょう。片っ方にいたりては切り捨てるんで、今までそういうよろんなものは政策の犠牲者として放置されて、しかもやらしておつたてきた事実があるわけです。そういうふうな問題とあわせて考えながら政策を進めていくといふのが、行政の筋であつて、非常に不安定な身分のまま放置されてきた事実があるわけです。そういう仕事は何かといふと、同一労働、同一給与の公務員法上の原則からはずれまなかと思ふし、片っ方とそする易い

態で夕問にやります。その点は、長官いかがですか。

○野田(武)政府委員 追放者の問題としましては、非常に勤めの問題と、お話を承つておりますと、まことにお氣の毒でござります。これらはいま大蔵省からいろいろ御説明いたしましたとおり、とりあえず農林省関係のごときはいま調査に着手する。またいまお示しのほかにも、そういう事例がございましょう。しかし、ただここで御了解を求めるたいのは、追放者は、御承知のとおり、特に特高関係の者は、切り捨てごめんでもつて追放、この人々はその追放中、いかなる理由によりましても一切の公職にはつけない。第二は、恩給の請求権を持たなかつた。これはちょっとと普通の戦争犠牲者の中のケスといったしましては、一切の人権を剥奪されたといつてもいいくらいに、非常に特殊な扱いを受けたんじゃないかと私は思つております。したがつてもちろんお示しのいろいろの場合を想定いたしますと、決してそういうことは今後考えません。考えないということを断言できません。まだ今後調査し、検討すべき事案が残されておると私も思います。思ひますけれども、今回御審議を願つております追放者といふものは、いま申します公職への就職は、法律上一切禁止されておる。他の方は必ずしもそらではない。

は、当然請求の権利行使できる。しかし、この特殊の追放者は、請求権を持ちながらこれは剥奪をされたんだ、こういうことでございまして、私は、一々それらの方につきましての政府の考え方も今後十分調査し、検討する必要があると思いますが、公職の追放を受けたこれらの、特に特高関係者は、先ほど恩給局長も申しましたとおり、何らの審議機関も経ずして、問答無用でやられた、一切の公的権利を剥奪されたといふようなことでございまして、これらにつきまして、やはり何らかの措置をするのが妥当ではないか、こういう考え方のもとに今回の法案を出しまして、御審議を願つておるところでありまして、その他の問題につきましては、先ほど申しましたとおり、今後調査し、検討して、やはりこれらとの適切な対策ができれば、当然これは措置しなければならぬ。しかし、これはやはり十分検討せねばならない、こう考えております。

う者、そういういろいろな者にいた。高の諸君は一般的の罪なき国民た。その結果追放され、つておいては優遇をされよう。やはりやられたほうも優遇をしなければ、これはどういわけです。とするも四十回国会におきまして、司法によって処罰を受けた者がいる場合は二年、そして三五年えない者については、昭和二月から権利資格の復活が行なった。しかしながら、これによりてものが救済されることになりました。あなた方は、そのやつは側に立つ人たちのクラスが多あります、そり、うとうない度優遇するとした場合に、娘た、過去においてやられたたれらの問題にも同じように田すべきではないか、これがやの原則ではないかと私は思が、その問題については検討せんでしたか。

まして、恩給の復権措置が一部講ぜられたわけでござりますが、それは言ふまでもなく、いわゆる輕量の刑に処せられた者、重刑の者は除外されたという経過があるわけでござります。この場合に、いわゆる破廉恥罪とか、あるいはその他思想犯、政治犯といったものを犯罪として区別することが、はたゞして具体的に妥当に実行できるかどうか、私どもとしては、実はこの問題は一応以前処理した問題でございますけれども、現在におきましてもいろいろ考えてみましたところでは、なかなかねむずかしい問題ではないだろうか。結局一般的に恩給権の復権ということは、これはいろいろな比較考量の問題があると思いますけれども、いわゆる輕い刑の者につきましては、これは犯罪の種類を問はずに、一応復権の措置をする。そして重罪の者につきましては、犯罪の種類別によりまして取り扱いを異にするということは、これは実は實際の取り扱いとしましては非常にむずかしい問題ではなかろうかといふように考えていたわけでございまして、したがいまして、いま新たに問題として提起されました治安維持法等によりまして刑に処せられた者のうち、前の中止法によりまして措置された以外の者、それについてさらに重ねて復権措置をするかということにつきましては、私どもとしましては、現在としては非常に困難ではないかといふように考へるわけでござります。

者あたりを治安維持法で弾圧した人をいたしました。これは日本の民主主義を育てる上において非常に障害になつてゐる存在として、占領軍の政策でもられたわけです。この過去においては、誤った国家政策のもとにおいてとられました治安維持法等で処罰をされたわれの同志の人たちが、おるわけですね。いま、この特高の人たちはかわいです。そうだ、何らかの措置を講じてやるべきだという気持ちはわかります。しかし、それは、それらの人たちの代表が国会議員に当選し、そうしてそういう法律案を出すにあたりましては出てきております。同時に、治安維持法でやられたわれわれの仲間の人たちも、国會議員に当選をしてきてる。そして軽量の人たちについては、過渡的な存在としてこの前救済をされました。しながら、こういうふうに弾圧を加えられた人たちも、弾圧を受けられた人たちも、弾圧を受けた者、これは一体どうしてくられるのだ。現に著名な学者あたりで、旧法の二年以上の刑に処せられたために、恩給ももらえない人がおりまします。その人は、じやそういうような国家に対して反逆を企て、あるいは法で救済をされずに、弾圧を加えたほうには、一時恩給金を一ぺんやつたのをもう一回増額をしてやろうという観

心があつたならば、片一方のほうもそ
ういうような親心を出されるべきじゃないですか。そういうような問題を比較検討しながら原案をお出しになるのが、行政府としてのあり方じゃないかと思うのですが、これは恩給局長の問題じゃなくて、総務長官の問題だらうと思ふのです。総務長官、御答弁願います。

程度の刑量はここまで延ばしてきたが、あとはだめかどうかということになりますと、私自身も、多少その点について考える余地があるのではないかと思います。だから、ひとりただ治安維持法でどうだとか、軍刑でどうだということと、この恩給のいわゆる三十年に改正しました内容とは、少し違うのではないかと思っております。これは、重量の人は、すべての方々が恩給の復活ができないということをございますが、いま申しましたように、これはこれでけつこうだ、あたりまえだというふうに割り切った考えは、私自身は持つておりません。したがって、一度問題になつたのは三十七年、一昨年でございますが、これまで大体軽量の方は復権していいということでござりますから、やはりいろいろの機会に、こういうのは検討の対象になるのではないか、こう考えております。

その次の問題は、時間もあまりありませんので、しぼってまいりますが、琉球政府の問題です。今回、琉球政府の分離後における琉球政府職員の恩給の優遇措置がとられようとしておる。このことは、沖縄はわが日本の同胞であり、そしてまた、恩給と国籍が適用されているということにおいて、日本国民であるということがアメリカにおいても認められたわけですから、そのような意味においても私は当然だと思うのです。しかしながら、ここで総務長官にお尋ねをしておきたいのは、沖縄がアメリカによって占領されて今日に至るまで、この沖縄の公務員についての社会保障制度については、何らの措置が講ぜられていない。沖縄の琉球政府に雇用される職員等は、そういうような年金制度もなければ、恩給制度もない、このままの形で放置されてしまう。それを日本の政府がカバーをしてやる。日本に統治権が移つておるならば、これは日本の政府が当然の行為として、大手を振つてやってやらなければならない行為である。しかし、アメリカが占領しておるがゆえに、今日、日本の恩給法の対象者に対するはこのような措置が講ぜられていないといふ恩給法の対象外の公務員について、何らの措置が講ぜられていないといふ、不均衡の原則がとられているわけです。その問題について、野田長官はどういうような交渉を今日まで重ねておいでになつたのですか。きょうの朝日新聞によりますと、「沖縄自治に無関心」といふのが、アメリカの下院の秘密会の議事録公表として出されれて、そして沖縄の自治に対しても無

関心である、これがアメリカの実態であるということが、朝日新聞によつて報道をされておる。ということは、今まで恩給局なりあるいは総理府が、沖縄のこれららの問題について、ほとんど及ぼすべき影響を与えていないということが言えるわけです。とするならば、沖縄の問題をここにお出しになつた、そのことはけつこうでありますけれども、これと関連をして、沖縄の琉球政府の公務員の社会保障制度の問題、これについてアメリカとの間にどのような交渉をされ、どういう長期的な展望をお立てになつておるのか、その見通しだけをお伺いをしたいわけであります。この問題につきましては、アメリカの復興五カ年計画がくずれてしまつたというような問題等もござりますので、その長期計画の中においてこれらの問題も当然当初の計画としてあげられていたと思ひのですが、アメリカのドル防衛政策という問題から発展をいたしまして、これが今日放置をされているといふふうにも聞いておるのであります。その実情はどういうふうになっておるのか、この際、琉球政府の問題についてお答えを願いたい。

会政策的な保障制度その他につきましても、アメリカ側に向かつて要望いたしましたときも、その点について具体的に触れております。そこで、今日必要だということで、これは琉球政府に要望いたしております。また同時に、琉球政府におきましては、高等弁務官からしましても、退職年金制度の確立が必要だということで、これは琉球政府に要望いたしておきます。また同時に、琉球政府におきましては、どうしてもこれは確立しなければならぬというのと、当然近く具体案が出てくると思いまが、日本政府といつましても、これがただ向こうのアメリカまたは琉球政府がどういう方案をつくらかといふことは、これは自治を尊重するわけでござりますから了解いたしますが、少なくともなるべくすみやかにこの制度ができますように、機会あるごとに今後もひとつ要望いたしたいと思っております。ちょうどこの際に、私は、この公務員の退職年金制度と同様に、私沖縄を見ました場合にも、「二、三の保障制度はできておりますが、やはり公務員だけではなくて、一般住民にも関連のある健康保険のこときも、いまなお確立されないことを遺憾に思ってまして、ことさらこの点は具体的に要望いたしました。これに対する高等弁務官の非公式の回答でござりますが、必ずこれを制度化するんだというお答えをしように、今までこの制度ができてないことを非常に遺憾に思つておりますと同時に、これらにつきましては、

今後ともできるだけ機会をとらえて、アメリカに対しても、こうした問題のすみやかななる確立を希望いたしました。い、こう考えております。

○村山（書）委員 総理府が沖縄の問題については交渉の窓口になつておるわけですが、どんなに考えてみましても、日本のようなアメリカと比べたら貧弱な国家財政しか持たない国が、本来なれば、この琉球政府につとめている期間の四・五カ分、これは沖縄を現実に統治しているアメリカ側が財源は負担をしてやらなければならぬのが当然です。それを日本の政府がやってやらなければならないよう、そういう現実から考えてまいりますと、一体アメリカという国は、なるほど世間的には民主主義の国であるということを言いながらも、こういうようないわゆる恩給ならあるいは社会保障制度という問題については、日本の政府よりもきわめて熱意がない。そういうことを言ひながら、こういうよろ老後保障という問題も考えていない。これはアメリカの恥だと私は思う。そして、これらの公務員に対するところの老後保障という問題も考えていない。そういうふうな点を総務長官は強く力説をして、この日本の恩給法の適用を受ける人たちは、このような優遇措置を構じてやつてけつこうであります。が、あとに取り残された人たちが、日本本土と同じように待遇がされるようない、そういうものをつくつていただきたいということを、この点についてでは要望申し上げておきたいと思います。

それから最後に、恩給ベースの改定の問題であります。これは先般永山委員からも御質問がございました。いろいろ貴重な意見が出されておりますので、私は、時間の關係もありますか

ら、詳しく述べる何もございませんが、今日恩給法上の一万五千円ベース、それから二万円ベース、それに二万四千円ベース——二万円ベースにいたしましても、二万四千円ベースにしても、これは不完全ベースであります。こういうような形で恩給受給者に対しましては処理されていく。ところが、三十六年から今日まで、池田内閣の高度経済成長政策がとられている。その結果は、なるほど国民所得全体は上がりました。しかしながら、と同時に、物価がものすごく上昇をして、生活扶助の適用を受けなければならない恩給受給者が八千名、一萬円以下の恩給受給者は、全体の八割を占めるという今日の状況である。もう五、六年前にやめた人は、今日の物価の中では生活ができない。総体的に困窮化しつつある現実は、これはだれも否定できない。そういたしまして、一体これらの人たちに対し老後の保障をする、こういったてまえでございました恩給といふものが、その役割りを果たしていない面が出てまいります。これらの問題において、公務員のベース改定は次から次に行なわれまして、今日においては三万二千五百円程度ではなくかうかと言わせておる。そうするならば、不完全ベースという形ではありますけれども、二万四千円ベースという軍隊の公務扶助料、増加恩給等の措置がとられておりますが、しかしながら、普通恩給なり、普通扶助料というものは、これは二万円ベースで抑えられておる。こうしたことになつてしまります。もちろん、国家財政全体の中におけるつり合いの問題も考えなければならぬ

いであろうということをわかります。また、共済組合が過去三カ年間の平均ベースに基づいて支給をしておる退職年金の問題のあることもわかります。そして共済組合に入つておる人たちもこれの不均衡の是正という問題は、過去の恩給国庫納付金の2%に対して、四・四%を支払つておることもあります。しかしながら、いすれにしても、これは与野党を問わず一致する点ではなかろうかと思う。この点について、一体ベース改定を行なう場合の基本的な方向といふものは、たとえば物価にスライドして上げていくとか、あるいは公務員の給与単価が引き上げられる場合に、それがあわせて恩給額の改定を行なうとか、いろいろな方向もありましょう。あるいは社会保険政策を上げるという方法もとられるであります。まあ、そういうものを融合して、今後どういうふうに改定していくかという考え方、これは当然今日提案をされましたが、戰傷病者戦没者遺族等の援護法等の一部改定との均衡の問題も、同時に考へられなければならないと思うのであります。これらの問題は、単に審議室を設けるといふ先ほどのお話を濁すようになります。ただ、先ほど、恩給局に審議室をつくってお茶を濁すということばがございましたが、これは率直に、私がそのことばを返さしてもらいました。私は、この段階といたしまして、この審議室の目的に入れておりますのは、これをどうして運用するかと申しますと、まず第一に、恩給の増額改定の内容がどういふものだということにつきましては、いまちょうど村山さんの御注意のとおり、共済年金の関連もございますし、また社会政策的の制度の調整の問題もありますし、また一般財源との関係もございまして、これだけやります。これを今度審議室にお

おるのか、この際、長官からお答えを願つておきたいと思うのであります。○野田(武)政府委員 恩給のベースアップは、いま村山委員から強い御要望とともに、いろいろの御注意をいただきまして、むしろ感謝します。私も全く同じ意見でございまして、現在の恩給ベースというものが、今日の経済情勢からいたしまして、また諸般の事情からいたしまして、これを増額しなければならぬといふ段階にきておるということを率直に認めています。三十九年度におきましても、総理府といつましても、これらにつきましては、いろいろ意見を述べたのでございまして、御承知のとおり、この七月が若年に上昇するといふ方法もとられるであります。それは、御承知のとおり、このままに放置することはできない。実は私どもは、この問題は必ず増額に向かつて、今後の恩給局の審議室を活用して検討する社会政策から考えて、このままに放置することはできない。実は私どもは、どうしても今日の恩給の額といふものは、今日の日本の経済状態から考え、いかにもうかと思つておるが、御承知のとおり、この七月が若干年間を終りたいと思います。附帯決議その他の行なわれることになろうと思ひますので、私は、本日はこれで質問を終わりたいと思います。

○村山(喜)委員 この問題につきましては、いずれまた国会において、附帯決議その他の行なわれることになろうと思ひますので、私は、本日はこれで質問を終りたいと思います。

午後一時三十三分散会

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明後十一日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

昭和三十九年六月十三日印刷

昭和三十九年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局